

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしているための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

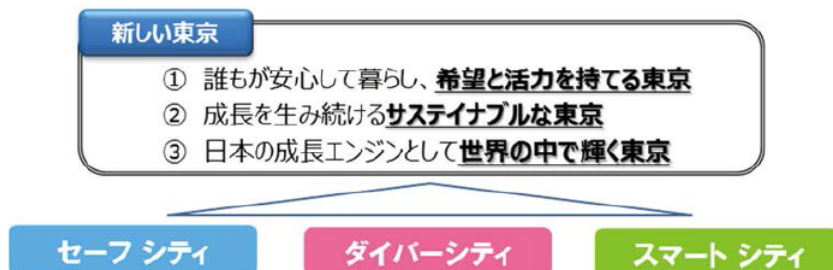


図 2. 2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画(2015年2月策定)」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016(2016年7月策定)」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、大会組織委員会は、東京2020大会を持続可能性に配慮した大会とするため、大会関係者の拠り所となる「持続可能性に配慮した運営計画 第一版(2017年1月)」を策定した。本運営計画において、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動(カーボンマネジメント)」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信(エンゲージメント)」の5つとしている。

4. 有明体操競技場の計画の目的及び内容

4.1 目 的

有明体操競技場は、東京2020大会において、オリンピックの体操、パラリンピックのボッチャ会場として、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が仮設の競技施設を計画している。また、大会後は、本体建物を東京都が引き取り、展示場として10年程度活用する予定である。

本事業は、東京2020大会及び後利用の展示場を見据え、有明体操競技場の整備を行うものである。

4.2 内 容

4.2.1 位 置

計画地の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり江東区有明一丁目7番にあり、大会時利用敷地面積は、約97,500m²、後利用時の本体建物建築敷地面積は、約36,500m²である。

また、計画地の東側には、オリンピックのバレーボール、パラリンピックの車椅子バスケットボール（決勝）のための有明アリーナ、計画地の西側には、自転車競技（BMX）のための有明BMXコースが整備される計画である。

4.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した7番目の副都心である臨海副都心の有明北地区に位置づけられている。臨海副都心は、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標としており、「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン改訂」（平成26年7月 東京都港湾局）では、有明北地区は臨海副都心のなかで主として居住機能を担う地区として期待されている。また、住宅とともに商業、業務、サービス、公共公益、文化、レクリエーション等の多様な機能の導入を誘導し、これらの機能がバランスよく複合した新たな市街地を形成していくとしている。

平成29年1月1日現在の江東区の人口は約51万人であり、世帯数は約26万世帯である。¹

昼間人口は約55万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を上回っており、江東区有明一丁目においては昼間人口が夜間人口に比べてやや高い地域となっている。²

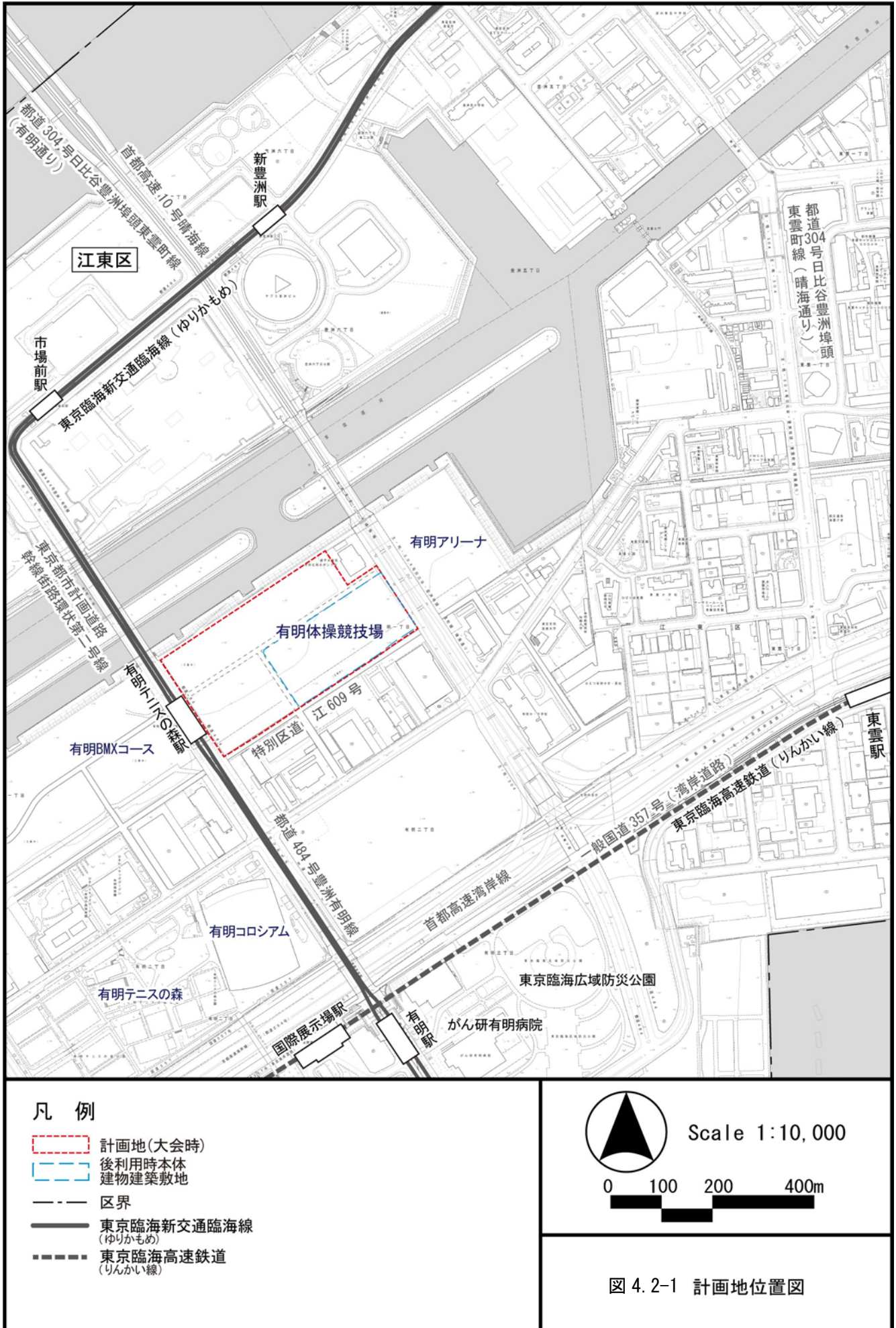
また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江東区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約7万人と最も多く、江東区有明一丁目においては運輸業、郵便業の事業所が17事業所、運輸業、郵便業の従業者数が約1千人となっている。³

¹出典：「江東区の世帯と人口（住民基本台帳による）」（平成29年1月5日参照 江東区ホームページ）
<https://www.city.koto.lg.jp/profile/koto/5353/15817/file/20170101.pdf>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成29年1月5日参照 東京都ホームページ）
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成29年1月5日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

4. 有明体操競技場の計画の目的及び内容



4. 有明体操競技場の計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地 (大会時)
- 後利用時本体
建物建築敷地
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線
(ゆりかもめ)
- 東京臨海高速鉄道
(りんかい線)



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

写真 4.2-1

計画地周辺の航空写真

4.2.3 事業の基本構想

(1) 基本設計の基本方針

基本設計の基本方針は、以下のとおりである。

① 湾岸地区の豊かな景観を活かした配置計画（世紀の祭典を彩る晴れやかなアプローチ）

■オリンピック時

- ・運河に連続する豊かなアプローチ空間
- ・掘削土を利用したバリアフリーアプローチ

■後利用時

- ・周辺環境の向上に寄与するオープンスペースの確保と有効活用

② 大屋根下に広がる開放的なコンコース空間（観客を迎え入れる日本らしい空間を形成）

- ・建物内部機能に呼応した無駄の少ない杯形状
- ・日本の文化を発信

③ アスリートファースト（選手が安全・快適に競技に集中できる環境）

- ・充実した競技及びウォームアップエリア
- ・選手関係者を第一優先した計画

④ コスト及び工期への配慮

- ・コンコースの外部化によるコスト縮減
- ・転用時の改修範囲の最小限化
- ・工事仮設の最小化

4.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

有明体操競技場の配置計画図及びイメージ図は、図 4.2-2 及び図 4.2-3 に示すとおりである。

東京 2020 大会時には、体操競技場となる本体建物、選手がウォームアップを行うウォームアップ棟を配置する。また、本体建物の北側には、本体建物掘削土を利用した緩やかなスロープとなるアプローチスロープを配置する。なお、その他仮設棟としてプレハブやテントを複数配置する予定であるが、現時点では、諸元や配置は未定である。

東京 2020 大会後は、ウォームアップ棟、プレハブ及びテントを解体するとともに、本体建物を展示場へと転用改修する。

主な建築物となる本体建物及びウォームアップ棟の計画概要は、表 4.2-1 に、断面図は、図 4.2-4 に示すとおりである。

表 4.2-1 本体建物及びウォームアップ棟の計画概要（予定）

項 目	本体建物	ウォームアップ棟
建 築 面 積	約 17,300m ² （大会時） 約 17,300m ² （後利用時）	約 4,200m ²
延 床 面 積	約 36,700m ² （大会時） 約 28,500m ² （後利用時）	約 4,200m ²
最 高 高 さ	約 31.0m	約 18.0m
階 数	地上 3 階	地上 1 階
構 造	鉄骨造、一部木造	鉄骨造
備 考	大会後は、展示場として 10 年程度活用を予定	大会後は、解体した後、広場として整備する予定

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

東京 2020 大会時の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。

後利用時における施設の発生集中交通量は、イベント時において、約 1,000 台（台 T.E./日）程度となる計画である。

(3) 駐車場計画

東京 2020 大会時には、計画地内の西側に駐車場を配置する計画である。

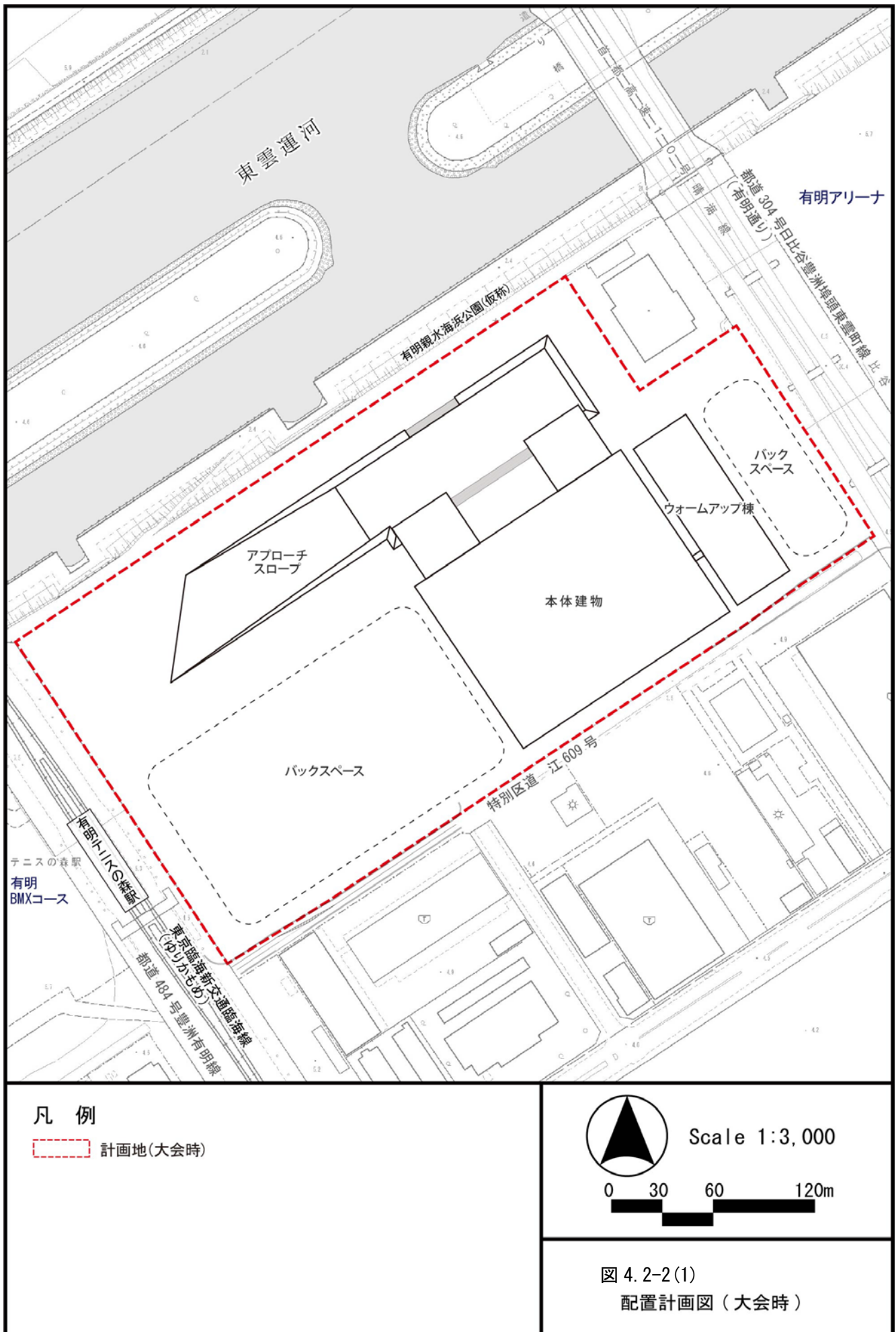
大会後の後利用時には、本体建物建築敷地内の本体建物の東側に附置義務に基づく駐車場（95 台（うち、荷捌き駐車施設 5 台））を配置する計画であり、本体建物建築敷地北側の特別区道 江 625 号から敷地に入出場する計画である。また、本体建物建築敷地の西側にも敷地外駐車場（320 台）を確保する計画である。

(4) 歩行者動線計画

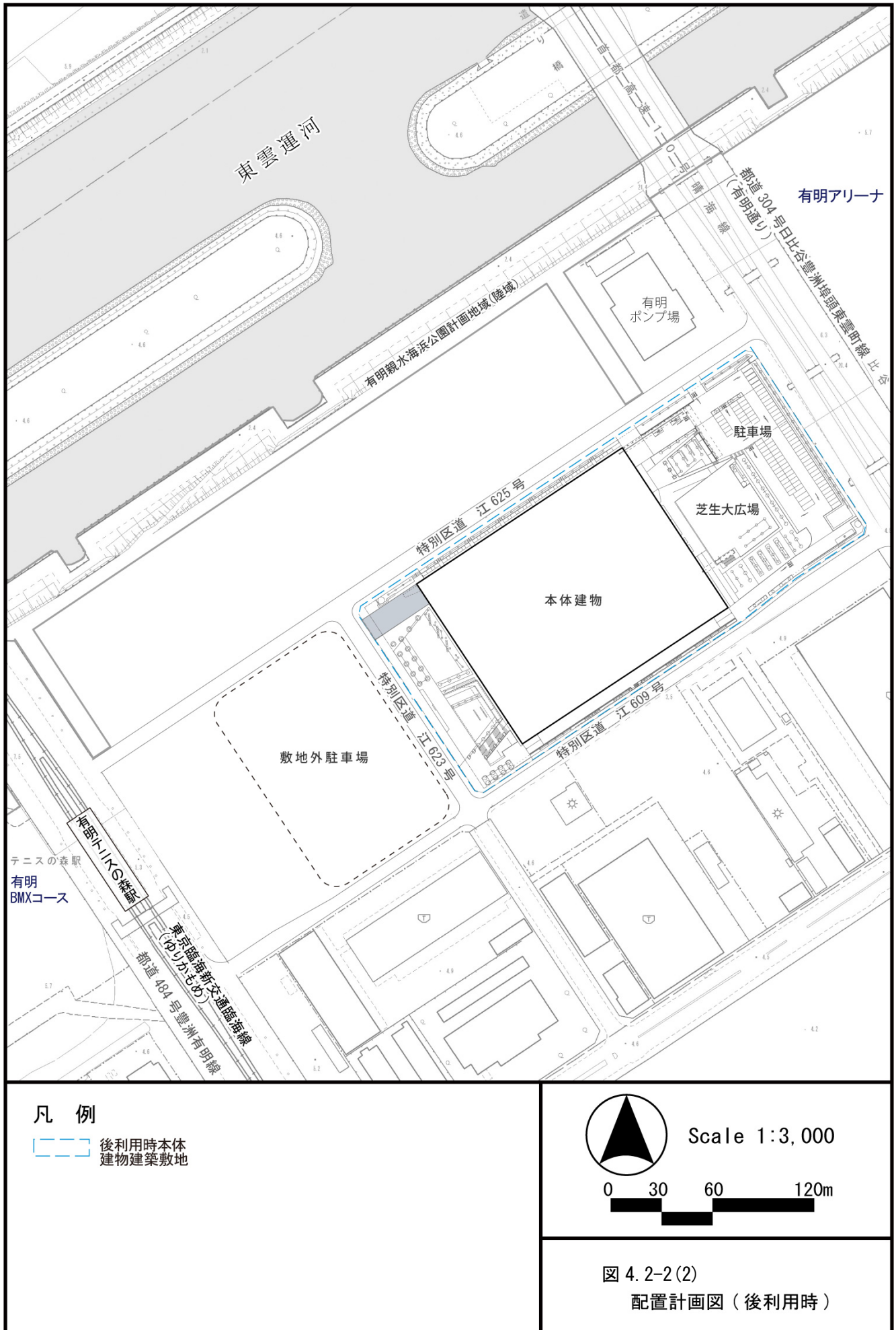
東京 2020 大会時の観客の出入動線は、現時点では未定である。

大会後の後利用時の歩行者の出入動線は、図 4.2-5 に示すとおりであり、最寄りの東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）の有明テニスの森駅からは、特別区道 江 609 号を経て、計画地西側からアクセスする計画である。東京臨海高速鉄道（りんかい線）国際展示場駅からは、都道 484 号豊洲有明線及び特別区道 江 609 号を経てアクセスする計画である。なお、大会時はアプローチスロープを経て本体建物の北側からのアクセスを予定しており、後利用時には本体建物の北西側にエントランスを設け、本体建物へアクセスする計画である。

4. 有明体操競技場の計画の目的及び内容



4. 有明体操競技場の計画の目的及び内容



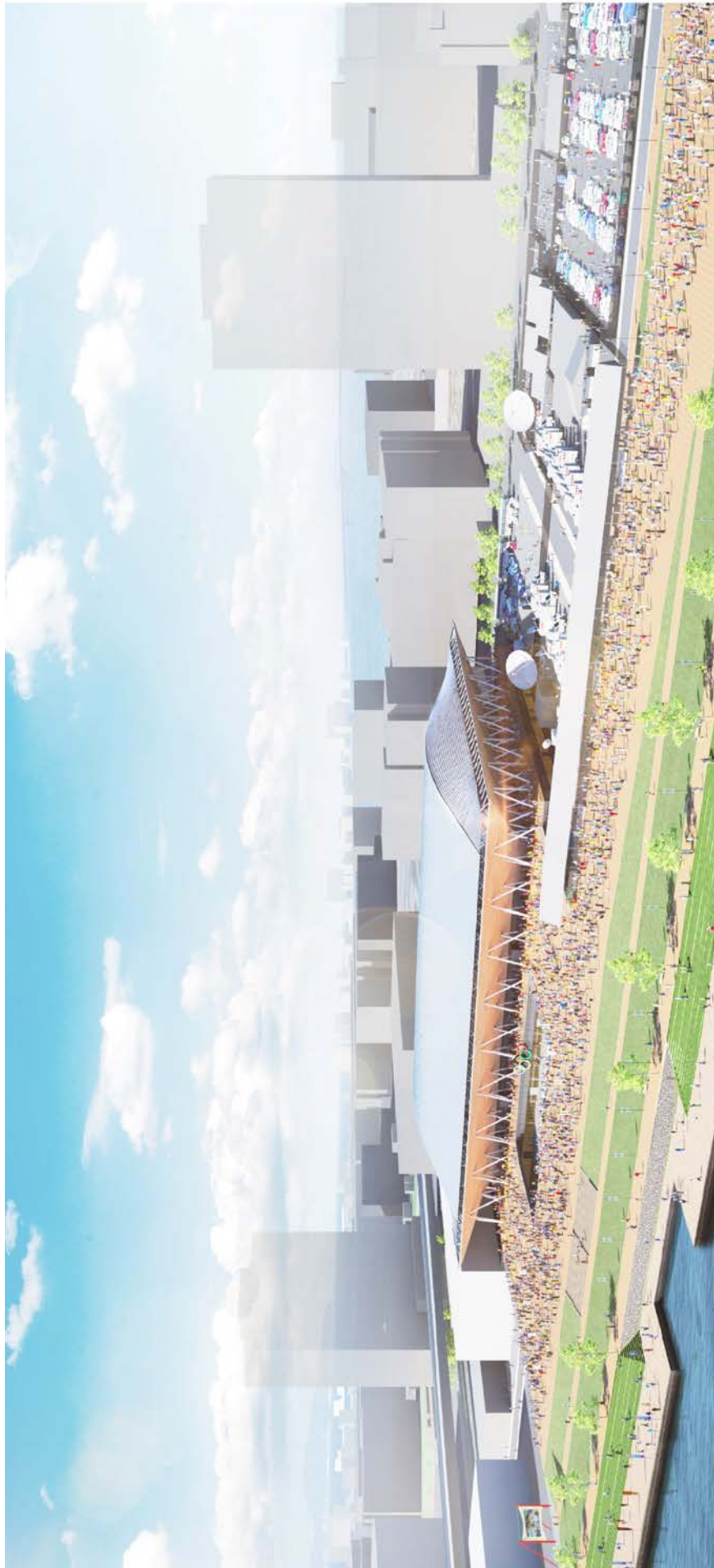


図 4.2-3 イメージ図 (大会時)

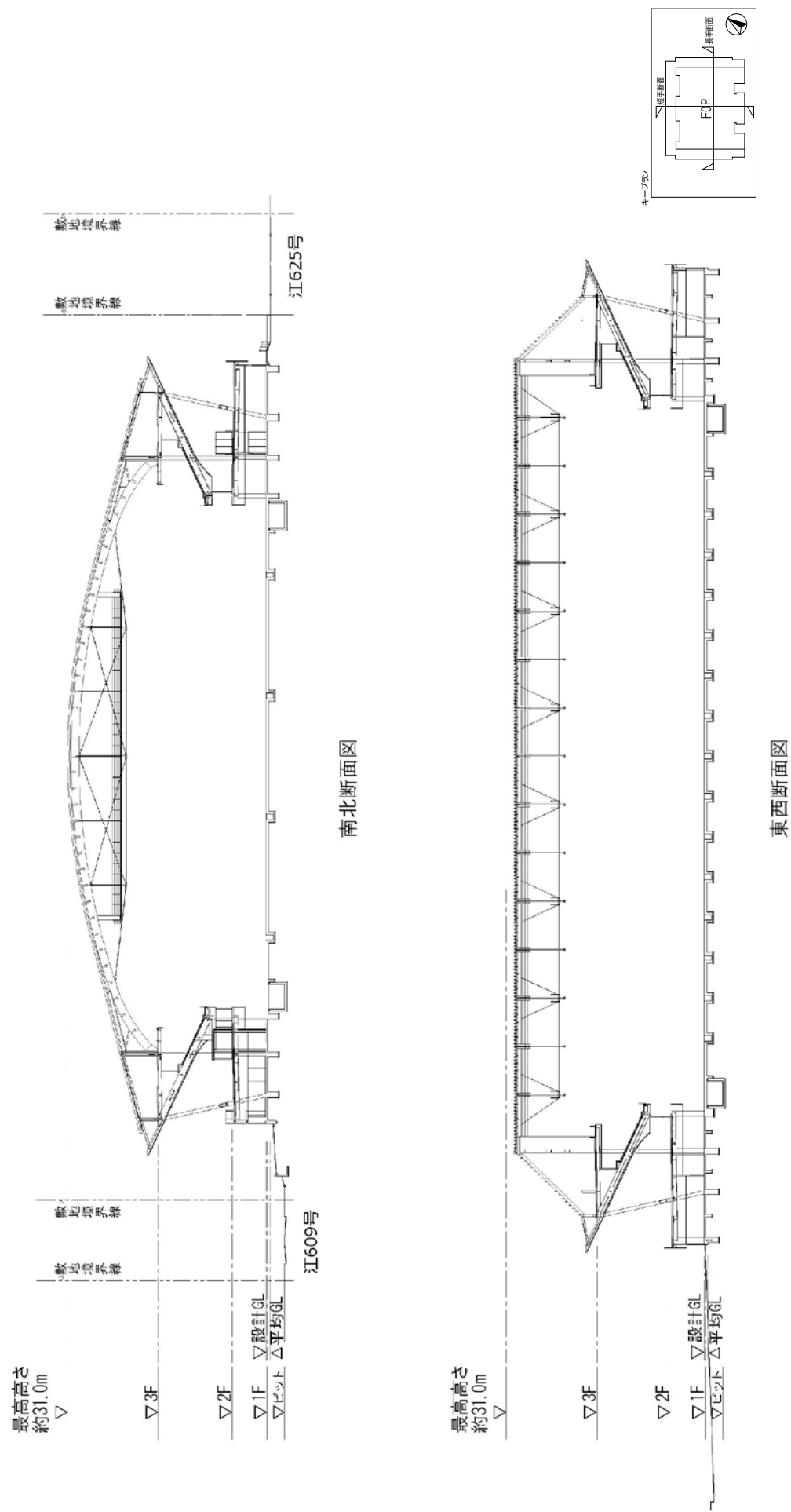


図 4.2-4 (1) 断面図 (本体建物)

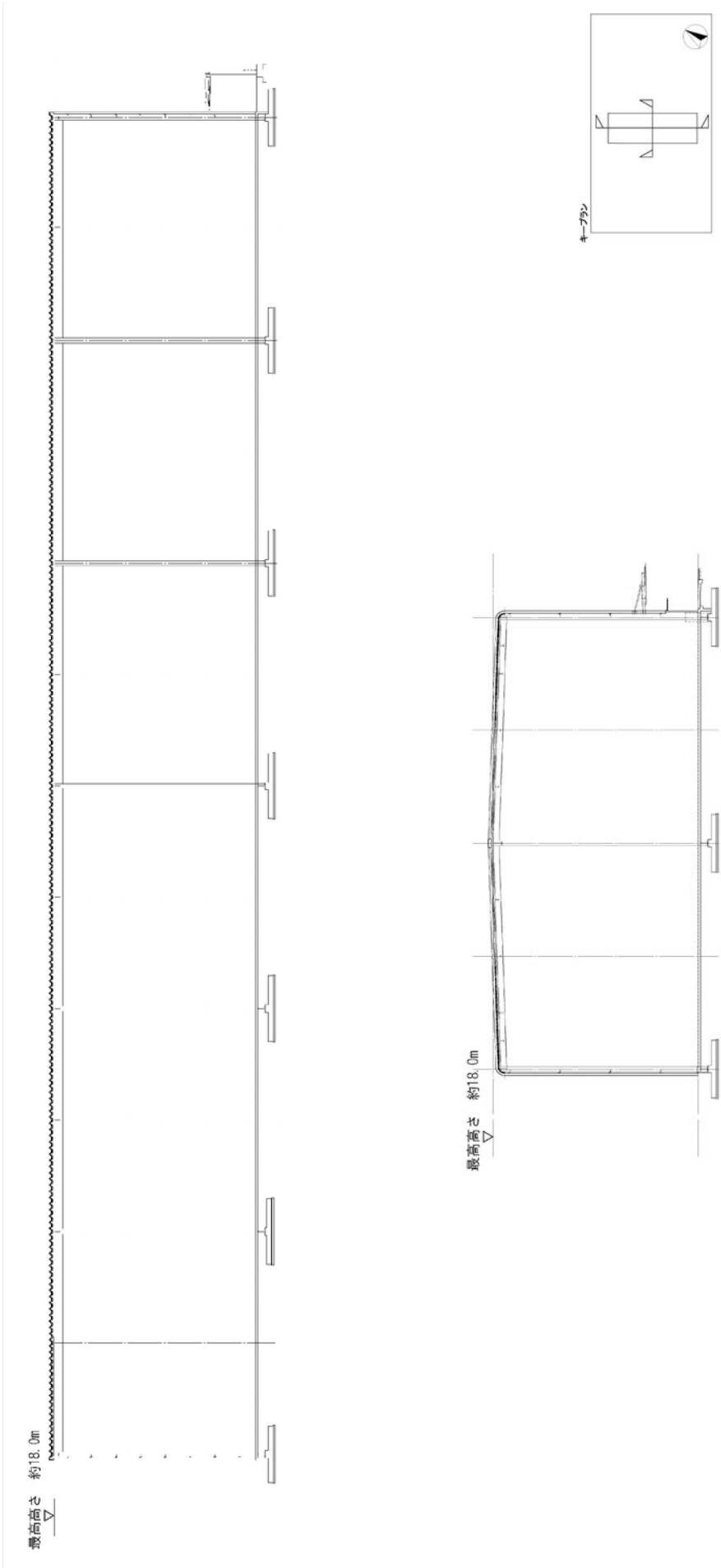
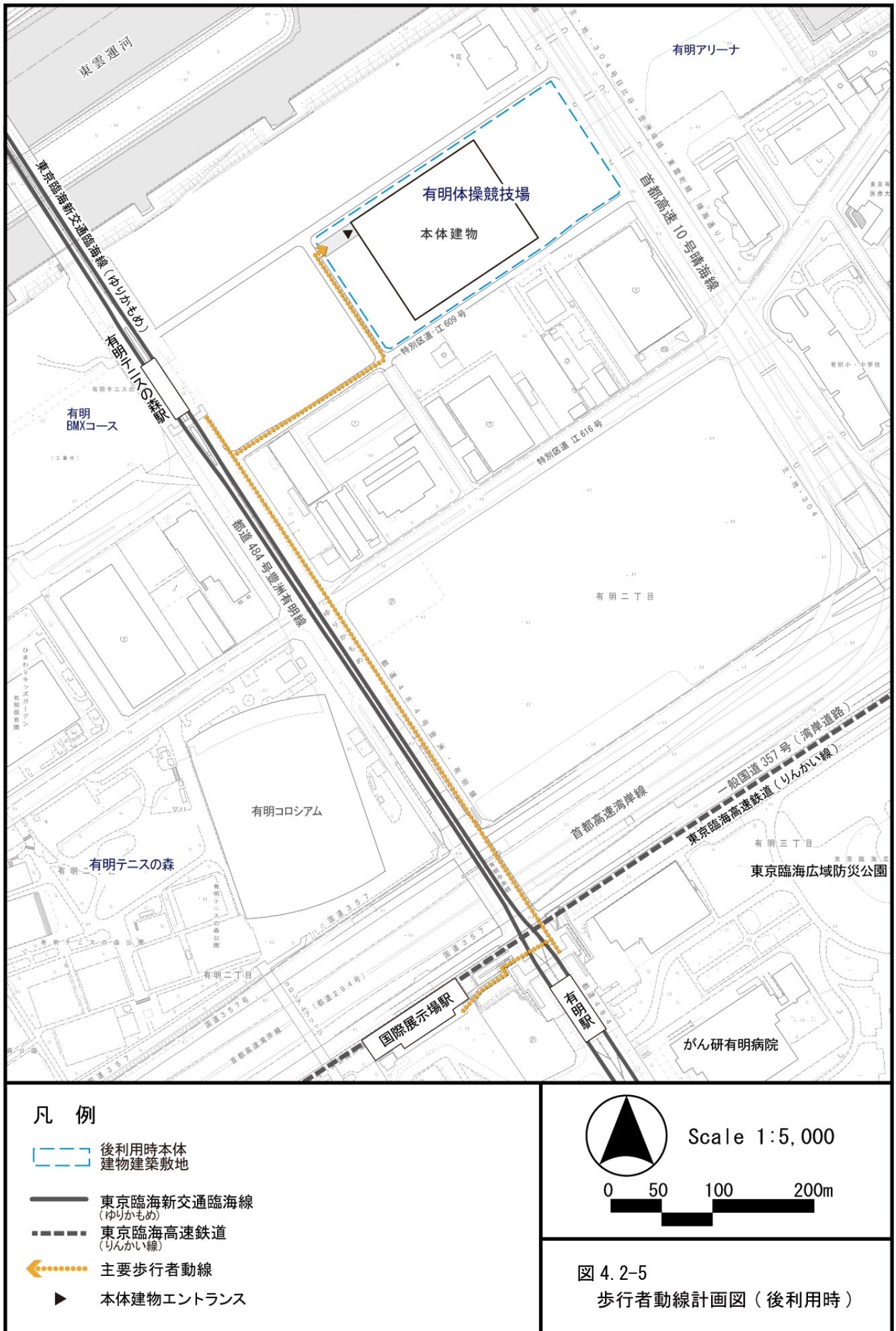


図 4.2-4 (2) 断面図 (ウオームアップ棟)

4. 有明体操競技場の計画の目的及び内容



(5) 設備計画

上水給水設備は、計画地南側より引き込み受水槽に接続する計画である。排水は、雨水と汚水を分流し、それぞれ公共下水道へ放流する。

電力は、本線・予備電源の2回線にて引き込む計画である。また、保安・防災電源用に非常用発電機を設置する計画である。東京2020大会時は、外構に仮設受変電設備及び仮設発電機を設置する計画である。

(6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）、江東区清掃リサイクル条例（平成11年江東区条例第34号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

なお、本体建物の掘削土は、計画地北側へ土盛りし、アプローチスロープを造成する。また、大会後の本体建物の展示場への転用改修に当たっては、木材を利用した観客席を内装材としてリユースを行うなど、大会後の資源の有効利用と廃棄物の減量化を図る計画である。

(7) 緑化計画

緑化計画は、表4.2-2及び図4.2-6に示すとおりであり、大会後の後利用時の敷地面積に対して、江東区みどりの条例（平成11年江東区条例第36号）における緑化基準（地上部基準緑化面積約3,650m²、建築物上基準緑化面積約3,600m²、接道部基準緑化延長約570m）を満たす緑地を確保する計画であり、今後、植栽樹種や配置を検討する。

また、計画地南側のにぎわいロードには、常緑高木のヤブニッケイ等の列植を行い、木陰を創出する。計画地東側には、イベントにも利用される近隣住民の大きな広場となる芝生大広場を整備するほか、計画地西側には、宅地内広場とそれと連続したオープンスペースを整備し、エゴノキ等を植栽することで、緑のネットワークを形成する計画である。また、植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都環境局）等を参考に選定する計画である。

なお、緑化面積等は、今後の関係機関との協議により変更がありうる。

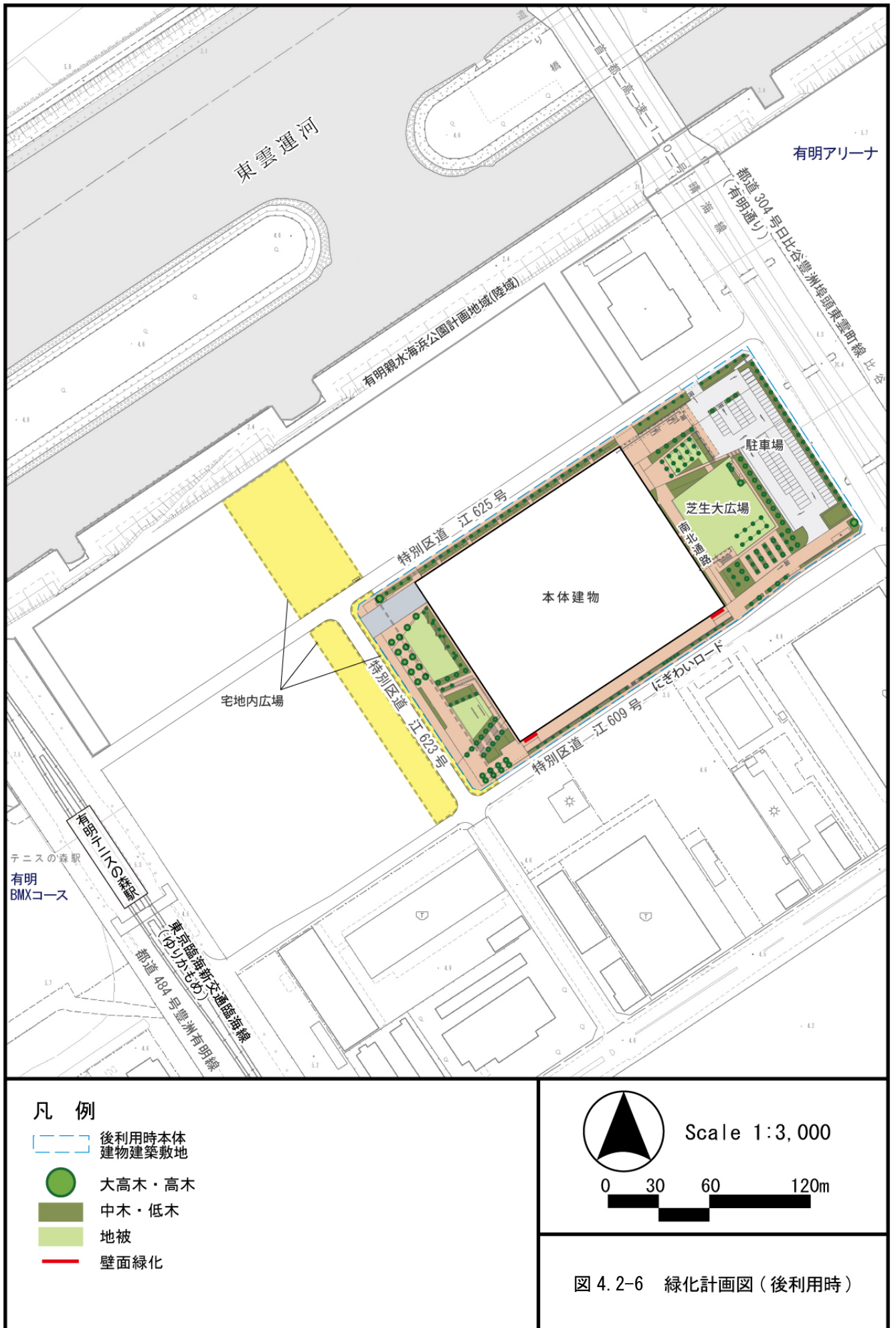
表4.2-2 計画緑化面積及び必要緑化面積

基準等	計画緑化面積	必要緑化面積
江東区みどりの条例	約7,500m ²	約7,250m ²

注1) 計画緑化面積は、地上部緑化及び壁面緑化の合計値を示す。

2) 緑化計画については、関係機関との協議により変更がありうる。

4. 有明体操競技場の計画の目的及び内容



4.2.5 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、今後、関係機関との調整により変更がありうる。

(1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、平成 29 年度から平成 31 年度の 23.5 か月であり、これに土木工事（造成工事、地盤改良工事）及び建築工事の準備工事を含めると 25.5 か月を見込んでいる。なお、東京 2020 大会後に実施するウォームアップ棟等の仮設施設の解体工事、本体建物の展示場への転用改修工事の実施時期については、現時点では平成 32 年度を予定している。

工事工程は、表 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-3 全体工事工程

工種/工事月		6	12	18	24	30
建築工事	準備工事	■				
	杭工事	■				
	山留・土工事		■			
	基礎躯体工事		■			
	地上躯体工事		■	■	■	
	仕上工事			■	■	■
	外構工事			■	■	■
土木工事	造成工事	■				
	地盤改良工事	■				
	舗装工事				■	■

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 建築工事

ア. 準備工事

外周部に鋼製仮囲い（高さ約3m）を設置し、仮設事務所の設置等を行う。

イ. 杭工事

基礎工事として、主に杭を打設するほか、一部では直接基礎を構築する。

ウ. 山留・土工事

山留の後、地下躯体の下端レベルまで掘削を行う。

エ. 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築する。

オ. 地上躯体工事

基礎躯体工事完了後、地上階の鉄骨建方、床設置、屋根架構等を行う。

カ. 仕上工事

躯体工事の完了した階から順次外壁仕上、内装建具等の仕上工事を実施する。また、電気設備や機械設備の搬入・設置を行う。

キ. 外構工事

建物周辺の舗装等の外構工事は、主に躯体工事完了後に実施する。

2) 土木工事

ア. 造成工事

計画地内の地盤面の造成を行う。

イ. 地盤改良工事

大型重機が通行する部分の地盤補強を行う。

ウ. 舗装工事

外構部の舗装を行う。

(3) 工事車両

工事車両の主な走行ルートは、図 4.2-7 に示すとおりである。

工事車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する計画とし、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）、都道 484 号豊洲有明線を通り、計画地へ出入場する計画である。

工事車両台数のピークは、有明体操競技場工事着工後 21～22 か月目であり、工事車両台数は、ピーク日において大型車 80 台/日、小型車 70 台/日、合計 150 台/日を予定している。計画地に隣接する有明アリーナ及び有明テニスの森（有明コロシアム改修工事を含む）整備に伴う工事車両との合計台数のピークは、有明体操競技場工事着工後 12 か月目であり、工事車両台数は、ピーク日において大型車 434 台/日、小型車 153 台/日、合計 587 台/日を予定している。

工事車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-4 に示すとおりである。

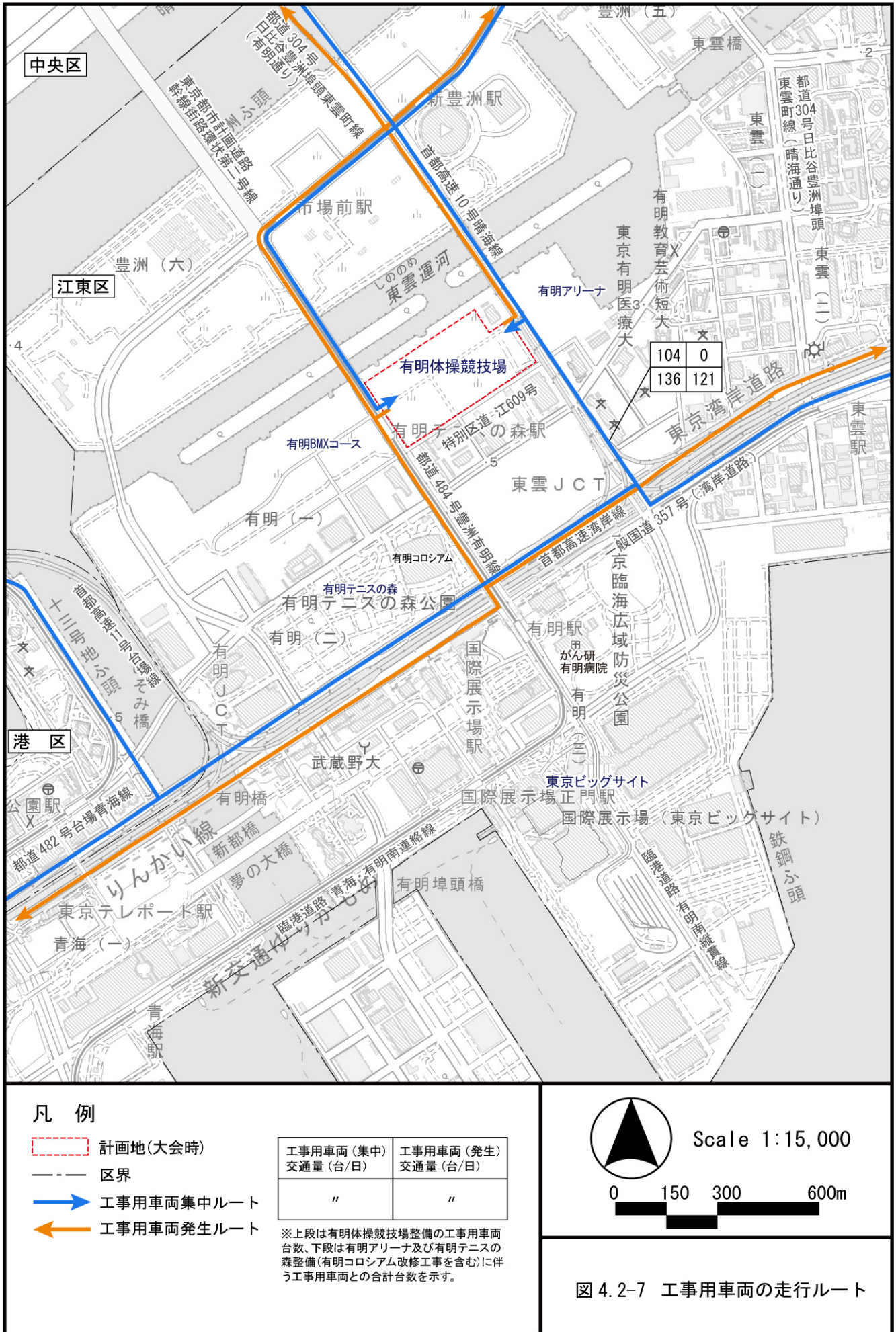
工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

表4.2-4 主な建設機械（予定）

工 種		主な建設機械
建築工事	準備工事	バックホウ
	杭工事	三点式杭打機、移動式クレーン、油圧シャベル、発電機、ラフタークレーン
	山留・土工事	バックホウ
	基礎躯体工事	ラフタークレーン
	地上躯体工事	クローラクレーン、ラフタークレーン
	仕上工事	ラフタークレーン
	外構工事	バックホウ
土木工事	造成工事	バックホウ、ブルドーザ
	地盤改良工事	バックホウ、ロードローラ
	舗装工事	油圧圧砕機、バックホウ、ブルドーザ、タイヤローラ、振動ローラー

注) 建設機械の種類は今後変更の可能性がある。

4. 有明体操競技場の計画の目的及び内容



4.2.6 供用の計画

本事業で整備する有明体操競技場は、平成 31 年度までに竣工し、テストイベント及び東京 2020 大会を行う計画である。また、大会後は、本体建物を東京都が引き取り、展示場として 10 年程度活用する予定である。

4.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「江東区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 4.2-5(1)～(5)に示しておりである。

表4.2-5(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	・「世界一の環境先進都市・東京」の実現 ◆スマートエネルギー都市の実現 ◆3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ◆自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ◆快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ◆環境施策の横断的・総合的な取組	・山留・土工事に伴い発生する建設発生土は、全量を他会場の工事もしくは現場内で利用する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物は、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。 ・再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」及び「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」等に基づき、環境物品等の調達を行う。 ・一部木造化・木質化を計画している。 ・木材の調達にあたっては、大会組織委員会による「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づくこととする。 ・多摩産材の利用を考慮する。 ・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する。 ・排出ガス対策型建設機械(第2次基準値)を使用する。 ・工事区域周辺には仮囲い(3.0m)を設置する。 ・後利用時の本体建物敷地には、江東区みどりの条例における緑化基準を満たす緑地を確保する計画としている。 ・計画地東側には、芝生大広場を整備する計画としている。 ・計画地南側のにぎわいロードには、常緑高木のヤブニッケイ等を列植する計画としている。

表4. 2-5(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都自動車排出 窒素酸化物及び自 動車排出粒子状物 質総量削減計画 (平成25年7月)	・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等	・工事用車両の走行ルートは複数のルートに分散させる計画としている。 ・工事用車両の走行ルートは、有明北地区の他の会場等の建設も踏まえ、交通渋滞による影響を軽減するため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。
緑の東京計画 (平成12年12月)	・あらゆる工夫による緑の創出と保全	・後利用時の本体建物敷地には、江東区みどりの条例における緑化基準を満たす緑地を確保する計画としている。 ・計画地東側には、芝生大広場を整備する計画としている。 ・計画地南側のにぎわいロードには、常緑高木のヤブニッケイ等を列植する計画としている。
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	・街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	・後利用時の本体建物敷地には、江東区みどりの条例における緑化基準を満たす緑地を確保する計画としている。 ・計画地東側には、芝生大広場を整備する計画としている。 ・計画地南側のにぎわいロードには、常緑高木のヤブニッケイ等を列植する計画としている。
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	・公共施設におけるみどりの創出	・後利用時の本体建物敷地には、江東区みどりの条例における緑化基準を満たす緑地を確保する計画としている。 ・計画地東側には、芝生大広場を整備する計画としている。 ・計画地南側のにぎわいロードには、常緑高木のヤブニッケイ等を列植する計画としている。
東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月)	・活力と魅力ある「水の都」づくり ・河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生	・建物の向きは、水辺空間に正面を向けた配置とし、水辺への景観、計画地における良好な印象の形成を意識した配置とする。 ・計画地南側のにぎわいロードには、高木の列植を行い、木陰を創出する。計画地東側には、芝生大広場を整備するほか、計画地西側には、宅地内広場とそれと連続したオープンスペースを整備し、エゴノキ等を植栽することで、緑のネットワークを形成する計画である。 ・計画地南側のにぎわいロードに対する良好な印象の形成として南面外壁にツタ類などの登はん性緑化を施す計画である。 ・低層部の外装には通気口、排煙窓、軒樋、縦樋等の雑物が多く露出するため、目隠しスクリーンを用いる計画である。

表4. 2-5(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成28年3月)	・資源ロスの削減 ・エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 ・廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化） ・廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上 ・健全で信頼される静脈ビジネスの発展 ・災害廃棄物対策	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成28年4月)	・コンクリート塊等を活用する ・建設発生木材を活用する ・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する ・建設グリーン調達を推進する ・建築物等を長期使用する ・戦略を支える基盤を構築する ・島の建設リサイクルを推進する	・山留・土工事に伴い発生する建設発生土は、全量を他会場の工事もしくは現場内で利用する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物は、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。 ・再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。

表4. 2-5(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。 ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進	・山留・土工事に伴い発生する建設発生土は、全量を他会場の工事もしくは現場内で利用する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物は、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。 ・再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・一部木造化・木質化を計画している。 ・木材の調達にあたっては、大会組織委員会による「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づくこととする。 ・多摩産材の利用を考慮する。
江東区景観計画 (平成25年4月 平成26年11月 一部改定)	本計画は、次の5つの基本理念を掲げ、良好な景観形成に取り組むとしている。 ・豊かな水辺とみどりにより自然が感じられるまちをつくること ・伝統のある下町文化を継承するまちをつくること ・地域イメージを持つ個性的なまちをつくること ・都市環境を意識したまちをつくること ・人にやさしくやすらぎのあるまちをつくること	・建物の向きは、水辺空間に正面を向けた配置とし、水辺への景観、計画地における良好な印象の形成を意識した配置とする。 ・計画地南側のにぎわいロードには、高木の列植を行い、木陰を創出する。計画地東側には、芝生大広場を整備するほか、計画地西側には、宅地内広場とそれと連続したオープンスペースを整備し、エゴノキ等を植栽することで、緑のネットワークを形成する計画である。 ・計画地南側のにぎわいロードに対する良好な印象の形成として南面外壁にツタ類などの登はん性緑化を施す計画である。 ・低層部の外装には通気口、排煙窓、軒樋、縦樋等の雑物が多く露出するため、目隠しスクリーンを用いる計画である。

表4.2-5(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区みどりと自然の基本計画 (平成19年7月)	本計画の基本方針として、以下を設定している。 ・河川や運河等の水辺からまちへと広がるみどりの帯をつくる ・海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する 江東区らしい臨海部の魅力を発信 ・みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高める ・身近にふれあう美しいみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくむ ・自然からの恩恵を実感することを通じて、みんなで自然を大切にはぐくむ意識を養う	・後利用時の本体建物敷地には、江東区みどりの条例における緑化基準を満たす緑地を確保する計画としている。 ・計画地東側には、芝生大広場を整備する計画としている。 ・計画地南側のにぎわいロードには、常緑高木のヤブニッケイ等を列植する計画としている。
江東区一般廃棄物処理基本計画 (平成29年3月)	基本指標1 区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量(g/人日) 目標値：平成27年度 688 g → 平成38年度 603 g 基本指標2 区民1人あたり1日の区収集ごみ量(g/人日) 平成27年度 498 g → 平成38年度 422 g 基本指標3 資源化率 平成27年度 28.0% → 平成38年度 30.5% 基本指標4 大規模建築物事業者の再利用率 平成27年度 71.68% → 平成38年度 73.66% ※大規模建築物事業者に対して立入指導等を実施することにより、再利用計画書の再利用率を平成38年度までに73.66%まで改善することを目指す。	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。
江東区分別収集計画 (平成28年6月)	本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、区市町村が、びん・缶・ペットボトルなどの容器包装廃棄物を分別収集する際の基本的な事項を定めたものである。 容器包装廃棄物の分別収集に関すること、区民・事業者・行政のそれぞれの役割、取り組むべき方針を定め、循環型社会の形成を目指す。	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。

4.3 有明体操競技場の計画の策定に至った経過

有明体操競技場は、立候補ファイルにおいて、オリンピックの体操競技、パラリンピックのゴールボールのための仮設による会場として計画された。（現在は、パラリンピックはボッチャ会場に変更されている。）

その後、東京都は、IOCのアジェンダ2020や有明北地区のまちづくりの将来像等や周辺の開発状況から検討した結果、大会後は東京都が引き取り、10年程度、都内中小企業の振興に資する展示場として活用することとした。

4. 有明体操競技場の計画の目的及び内容